

地域医療連携推進法人制度を活用した 大学附属病院の別法人化について



平成27年12月11日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域医療連携推進法人制度を活用した大学附属病院の別法人化のスキーム(案)

文部科学省

※スキーム(案)について
法制的に検討中

地域医療連携推進法人(b)

国立大学法人
岡山大学

社員総会

新設非営利法人

非営利
A法人

非営利
B法人

大学が担うべき
教育・研究・臨床
機能の確保に係
る三者協定
(a、b、c)

国立大学法人
岡山大学(a)

新設非営利法人(c)
〔
岡山大学附属病院の
開設者・管理者
〕

非営利
A法人

非営利
B法人

※病院の土地・建物・医療
機器等の資産は国立大学
法人岡山大学が保有

大学の意向の反映
(a→c)

契約

岡山大学附属病院

甲病院

乙病院